

講座名	2026年向け記述式コンプリート攻略講座				
試験種	司法書士	テープ	T-S02-831		
編	ひな形編	科目	不登法		
回数	1 回	講師名	根本 正次	講師	
配布/回収物					
品目コード	名称	配布クラス	数	回収	
	配布物はありません				
進行予定					
種別	実施時間	収録			
講義	1:25	○			
休憩	0:10	○			
講義	1:25	○			
特記事項					

最新情報はLECホームページでご案内しています。
<https://www.lec-jp.com> 受講相談も受け付けています。
 ©2025 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan



1 p

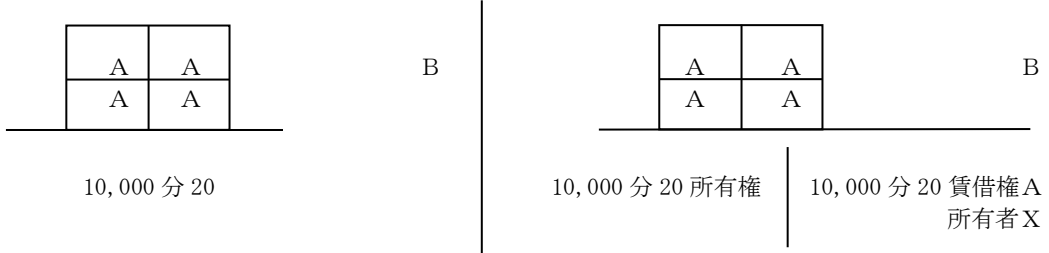
(本試験の注意書) 令和4年

(5) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。

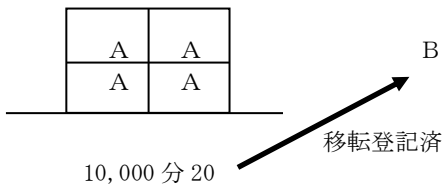
(解答)

不動産登記法74条1項1号

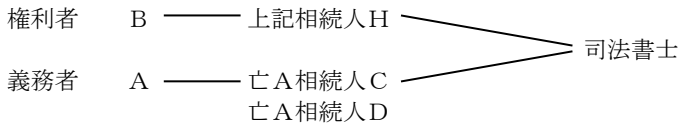
5 p



6 p



12 p



21 p 単独行為

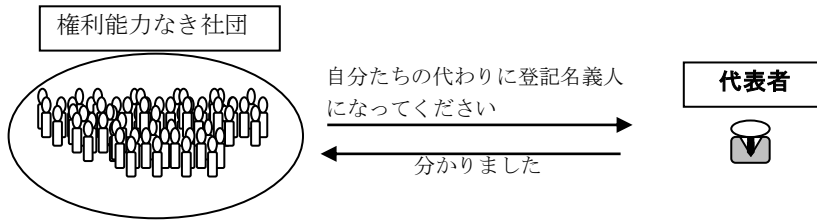
相手方のある単独行為 (受領を要するもの)	相手方のない単独行為 (受領を要しないもの)
① 法定代理人の同意 ② 取消し ③ 解除 ④ 追認及び追認の拒絶 ⑤ 期限の利益の放棄 ⑥ 時効完成後の時効利益の放棄 ⑦ 制限物権の放棄 ⑧ 債権の放棄 ⑨ 債務免除 ⑩ 相殺 ⑪ 選択債権における選択権の行使 ⑫ 第三者のためにする契約における受益の意思表示	① 所有権の放棄 ② 占有の放棄 ③ 相続の放棄 ただし、相続放棄は家庭裁判所への申述が必要 ④ 遺言

テープコード

--	--	--

25 p

理屈 = 構成員全員と、代表者が「登記名義人になる」という委任契約をしている。



36 p

(所在等不明共有者の持分の取得)

第二百六十二条の二

1 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（以下この条において「所在等不明共有者」という。）の持分を取得させる旨の裁判をすることができる。この場合において、請求をした共有者が二人以上あるときは、請求をした各共有者に、所在等不明共有者の持分を、請求をした各共有者の持分の割合で按あん分してそれぞれ取得させる。

(所在等不明共有者の持分の譲渡)

第二百六十二条の三

1 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（以下この条において「所在等不明共有者」という。）以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができる。

p

(失踪の宣告の効力)

第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

テープコード

--	--	--

LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。